琉球美・造形研究会第４会定例研究会　　2022/06/04

「発掘遺物から見えるもの、首里城復興考察の深化に向けて」

西村貞雄

平成時の首里城復元の際には、沖縄県立埋蔵文化財センターは、まだ設立されていなかった。平成時には限られた発掘物の中で興味と期待をもって復元に望んだ。それを機会に、令和２年度３月から７月にかけて「首里城正殿跡 出土の石造品」の名目で龍柱等の遺物を調査研究の目的で申請をし、その成果が得られたことがあった。今回の第４回定例研究会では、その成果を改めて研究会のメンバーと共に確認したいという趣旨で企画しています。

検討事項

○ 龍柱と一体化した欄干（高欄）の遺物についての確認
○ 欄干（高欄）── 親柱、笠石、羽目石、束柱、地覆石、持送り石
○ 龍柱の形態とは（遺物と全体像）
○ 平成時の遺物と埋蔵文化財センター蔵の遺物について
○ 感覚的に彫られた遺物と均一にした復元の形（欄干部の各部位）
○ 素材── 細粒砂岩・琉球石灰岩・溶結凝灰岩（薩摩辺りからの火山岩？）

1）正殿などの様式変化の背景（新たな史料による検証―安里報告史料より）

・ 屋根葺きも、〈板葺き〉→ 〈灰色系瓦葺き〉→ 〈赤色系瓦葺き〉へと変わっていった。などの事例があるが、その他を省略する。

・ こうした正殿などの様式変化は、焼失・再建や重修を契機にしているが、その背景には、琉球王権の内部事情だけでなく、宗主国である中国との政治的関係が大きく影響していたと考える。
・ 特に正殿と御庭は、中国皇帝による冊封儀礼の場という国際政治の場でもあった。琉球側の主体性で思いのままできるものではなかったことを押さえておく必要がある。
・ 清朝以後にあっては、龍文様は、皇帝と琉球王国のような冊封国の関係を規定する政治的意味合いを帯びた文様だった。首里王府側の意向で思いのままに、あるいは絵師の技量で適当にかえられるものではなかったことを知っておくべきであろう。

3. 発掘された羽目石と親柱と「ほぞ穴」との関係（令和２年１月10日）

考古学的立場として、遺物を確認した（沖縄県立埋蔵文化財センター蔵の高欄・親柱及び羽目石の遺物）内容の説明図が提示された。

親柱と羽目石の図を示して、高欄の部分だと説明されたが、どこの箇所なのかに疑問があった。埋蔵文化財センターに直に確認したところ、安里進氏と国建の方とが見えられたことはあったが、現物・遺物（羽目石と親柱）を直接提示したことはない。という係員の話であった。

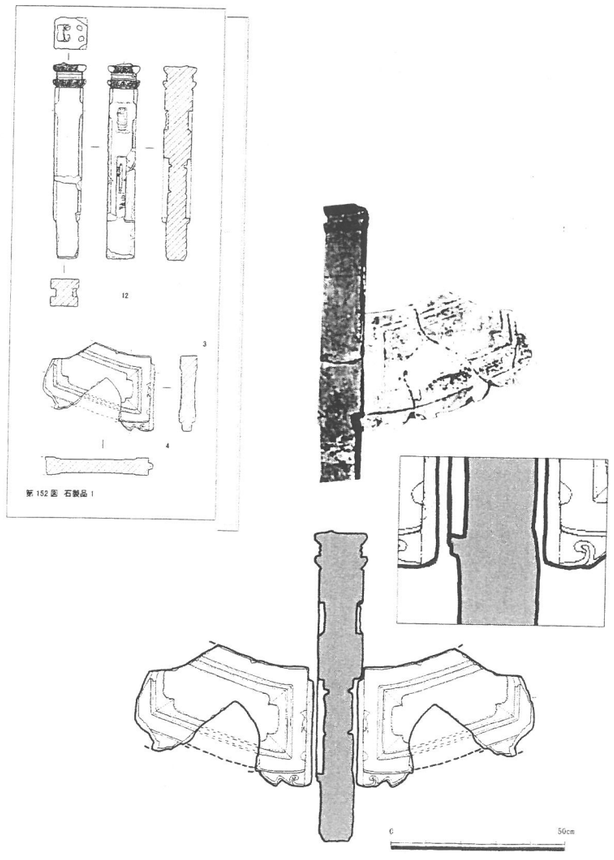

安里氏が次ページの詳細図に反論した説明図

令和２年１月頃、沖縄県立埋蔵文化財センター所蔵
首里城正殿発掘物を調査
「欄干部の親柱及び羽目石」を調査した結果、大龍柱に隣接する箇所と判断、
その詳細図を示した（西村）。

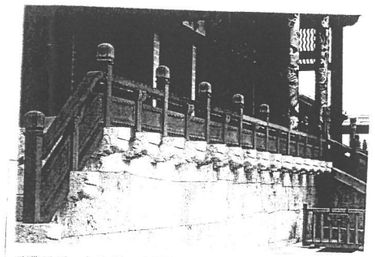
正殿正面　左先端の高欄親柱（先端には「ほぞ穴」無し）

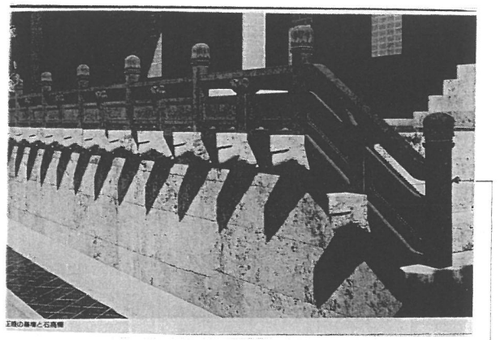
正殿正面　右先端の高欄親柱（先端には「ほぞ穴」無し）

発掘された羽目石と親柱には「ほぞ穴」がある。正殿正面の左右の親柱とは異なり親柱には両サイドに「ほぞ穴」がある。末広がりの階段・両袖の先端親柱ではないかと推測する。

（沖縄県立埋蔵文化財センター蔵）

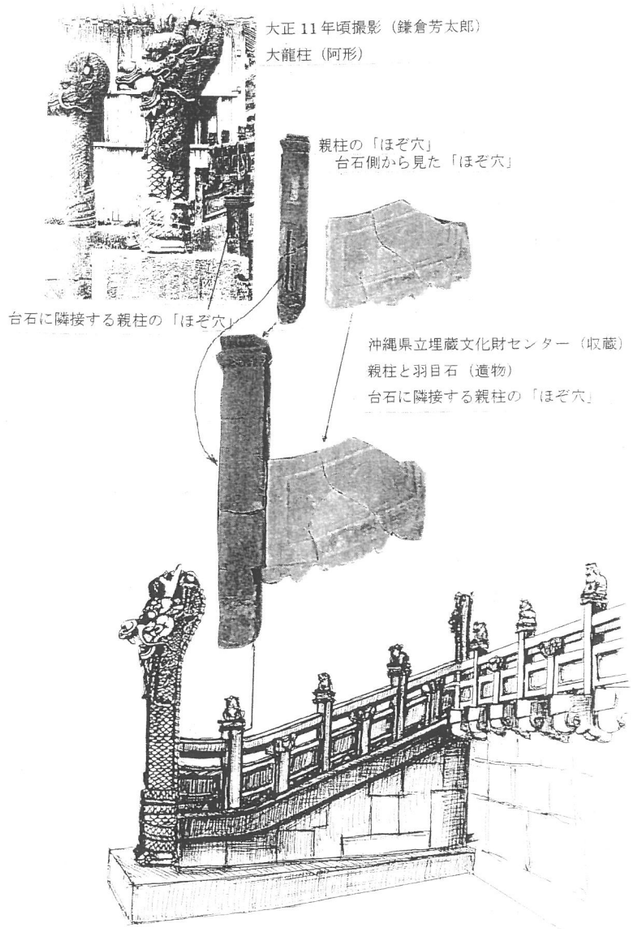

大龍柱・阿形を欄干に繋いだ想定図

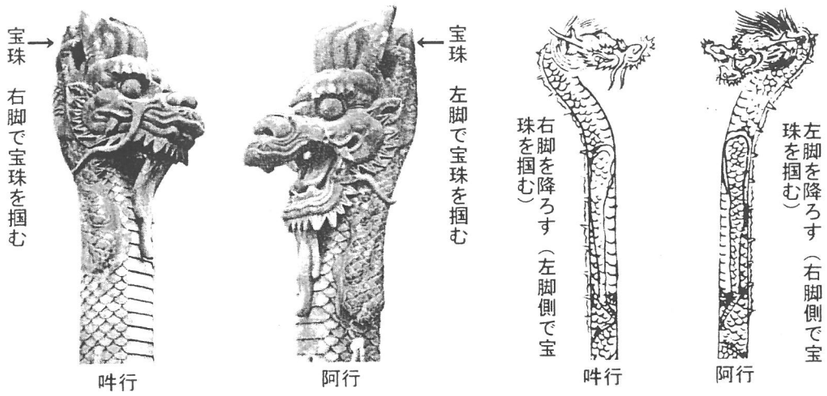

図１：戦前大龍柱（左）と『寸法記』大龍柱（右）の宝珠を掴む前脚のちがい

宝珠を掴んで上に突き出す前脚が、戦前大龍柱と『寸法記』大龍柱図では左右逆に描かれている。

絵図による検証――安里報告資料（P43）より

琉球の珠取龍の構図は『寸法記』と同じ構図が原則で、戦前の大龍柱・小龍柱の構図の方は異例であった。安里氏は断定しているのは、『寸法記』の絵図があくまでも正しいという固定概念からきている。「戦前大龍柱（左）と『寸法記』大龍柱（右）の宝珠を掴むちがい」として、『寸法記』大龍柱の絵図に安里氏が前脚の位置付けに宝珠のことを書き加えているが、それは誤りである。田辺泰撮影の写真と寸法記の小龍柱の絵図とを比較することによって、下に降ろした前脚をみると、欄干部との接続部分に誤った描き方であるように大龍柱の描き方にも共通する。安里氏の無理な説明をして正当化している。

田辺泰撮影の小龍柱及び欄干部に見られる接続関係

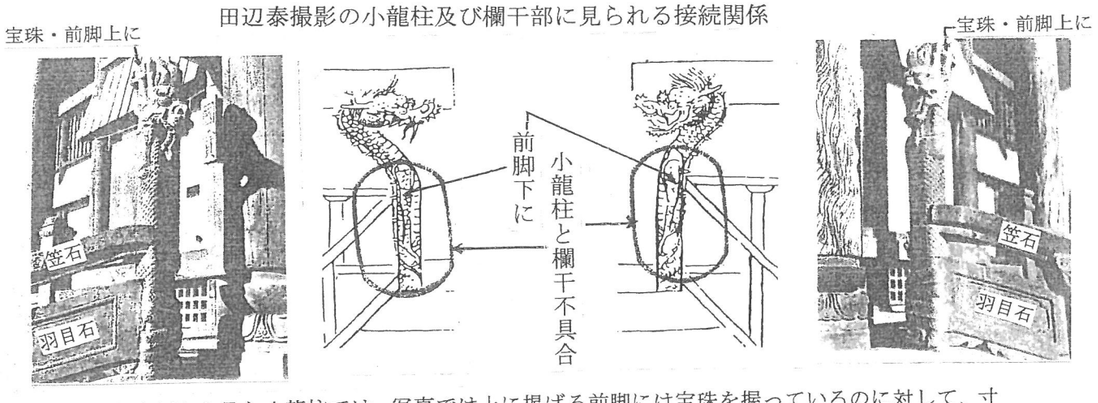

○ 御庭側から見た小龍柱では、写真では上に掲げる前脚には宝珠を握っているのに対して、寸法記の小龍柱の絵図には前脚は下に向けた矛盾がある。

○ 小龍柱と欄干との接続面には不合理がある。欄干部の親柱、束柱、笠石、羽目石、地覆石等の絵図と写真とは異なる。

西村貞雄

西村資料

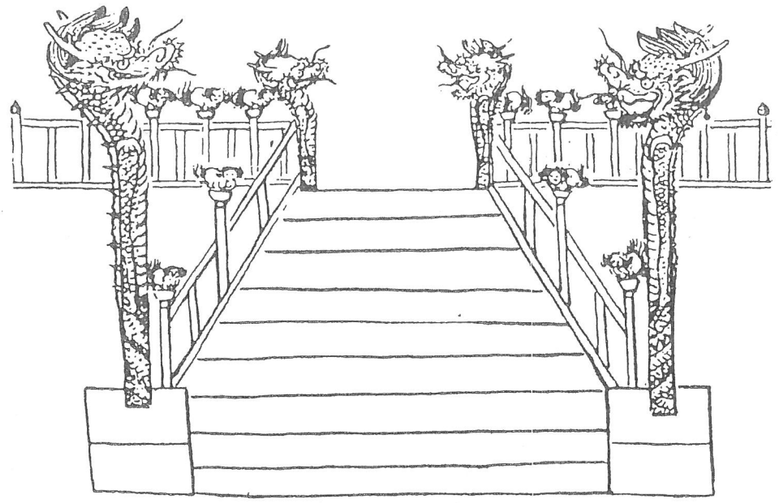

「百浦添御殿普請付御絵図并御材木寸法記」1768 年より

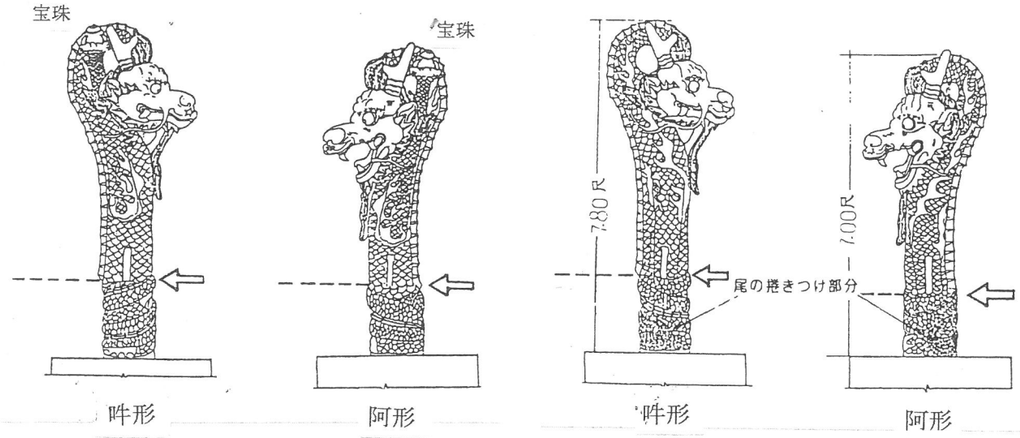

「国宝建造物沖縄神社拝殿図」　1933 年　文化庁蔵より

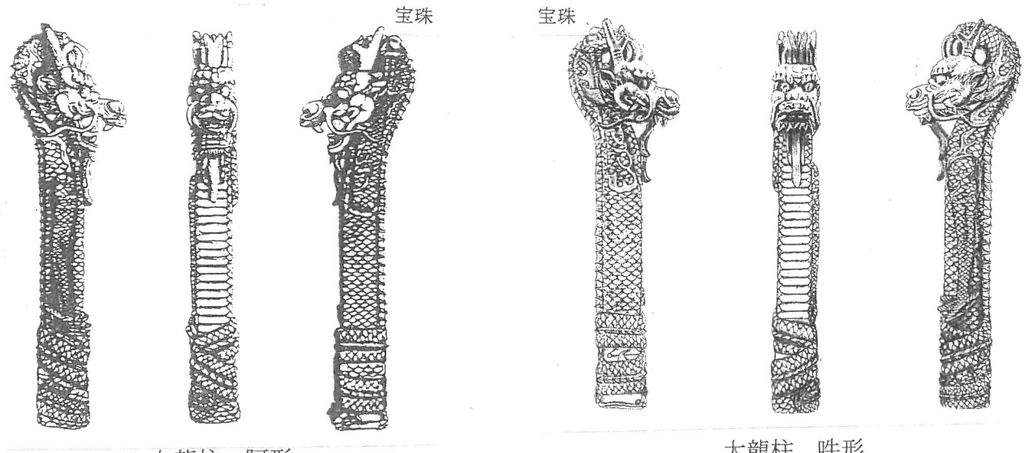

大龍柱　阿形　　平成の復元　西村貞雄原図　　大龍柱　吽形